

## 第11回行政手続部会終了後記者会見録

1. 日時：平成30年7月9日（月）
2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階 共用443会議室

○司会 時間になりましたので、「規制改革推進会議行政手続部会」第11回の記者会見を行います。

説明は規制改革推進室参事官の石崎及び谷輪が行います。では、よろしく申し上げます。

○石崎参事官 それでは、第11回行政手続部会ということで、議事次第にありますように、従業員の請求に基づく各種証明書類の発行、就労証明書と、漁業法の許認可に関するヒアリングをそれぞれ各省庁から行っています。

資料1-1を見ていただければわかりますが、まず、各種証明書、特に就労証明書なのですけれども、これは保育園に入園するときに、その保護者が本当にその会社で働いて、どのぐらいの時間働いていますかということを経営者のほうで証明する書類です。これを保護者が会社からもらって、それを区役所とか市役所に保育の入園の手続と一緒に提出するのですけれども、その就労証明書が現状においては地方の自治体ごとにばらばらの様式になっていて、特に大きな会社ですと、いろいろな自治体に従業員が住んでいますから、一々自治体ごとに就労証明書を取り寄せて、手作業でやっていく。しかも、これが大体、幼稚園の入園手続は前の年の秋ぐらいですので、就労証明書を会社で発行するときも秋に非常に大変な大作業になっているということで、それを自治体ごとのばらばらではなくて標準書式にしよう。そういうことにつきまして、それ自体は既に昨年の行政手続部会の中で決まった話でありまして、それを自治体にどれだけ、どうやって普及していくかということが今回の論点であります。

1. の地方自治体の調査結果ということなのですけれども、(1)で書いてある最後の「以上①及び②の点を踏まえ、『見える化』を行うべきであり」というのは、地方自治体の一覧を作成し、公表する。今、政府の方で、標準様式の活用状況は、実はもう調べてあって、これはページを少しめぐりまして資料1-2の3ページのところなのですけれども、「就労証明書の標準的様式活用状況及び電子入力対応状況に関する調査結果」とありまして、平成30年度（4月）から、つまり、昨年度から活用しているとか、活用予定である、これが24%と4%。それから、平成31年度入所分から活用予定であるというのが9%で、3割強ぐらいは標準様式を活用する、もしくは活用予定である。それから、活用するかどうか検討中というのが5割ぐらい、活用する予定がないというのが12%ぐらい。

ちょっと字が小さくて恐縮なのですが、活用の検討中または予定なしの理由としては、これは複数回答なのですけれども、一番多い53%、④ですが、活用するかどうかの検討に十分な時間が必要であるとか、あるいは保護者や企業への説明がしづらいつか理由があるのですけれども、そんな中で資料1-1にあるのは、「見える化」を行うべきであるというのが最初の質問であります。

それに対する答えが、資料1-2の1ページにありますけれども、担当省庁は内閣府の子ども・子育て本部、厚生労働省、IT室ですが、「見える化」を図ることは重要であると認識していると。そして、先ほど円グラフで見たのは去年の12月の調査なのですけれども、今月から活用・対応状況調査、フォローアップ調査を実施する予定であり、この調査結果について、それぞれの地方自治体ごとの状況がわかるような形で、要するに、導入している自治体、導入していない自治体がわかるような形で、できる限り早く公表することを考えているということでありました。

質疑の中で、できる限り早くといっても、今年の秋から保育園の入園の申請手続きが始まってしまうので、8月末までに公表してほしいという意見がありましたところ、内閣府の子ども・子育て本部の方から、8月末ということで公表するように努力したいということで回答がありました。これは割と重要な話かもしれません。

5ページ、1.の(3)ですけれども、先ほど見ましたとおり、まだ活用するかどうか検討中とかいうところが随分多いものですから、事業者目線で、ハイレベルも含めて早急に地方自治体への働きかけを行うべきではないかということが書いてあって、6ページの回答でありますけれども、都道府県向けの説明会ですとか担当課長との面会、8月から9月に全ての市町村職員向けのセミナーがあるので、そこで標準様式の活用を促してまいりたいという回答がありました。

委員の方からは割と厳しい指摘があって、例えば、先ほどの3ページで、保護者や企業に説明がしづらいというのは、むしろ標準様式を導入したほうが保護者とか企業への説明はわかりやすいのではないかとか、あるいは活用するかどうかの検討に十分な時間といっても、これはおとしぐらいから自治体との関係でやっている話なので、もう十分な時間があるとか、個別の自治体がどういう理由を掲げたかをよく精査して、その自治体ごとに対してちゃんと説得すべきだという意見がありまして、これも子ども・子育て本部の方で、そういう方向で検討したいということで回答を得ています。

そうしますと、7ページの2.にあります、今、保育園の入所手続きの中で就労証明書は多くの場合、紙で企業が手書きで書いているのですけれども、それを電子化すべきではないか。これは実は7ページに細い字で書いてあって、その下のほうの「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」は閣議決定で既に決まっていますが、そこで保育所入所申請において必要な就労証明書の電子化を平成31年度から段階的に開始すると、これが決まっております。ただ、子ども・子育て本部の回答は、①にあるように、まだ結論的に言うと、印鑑を押さないようにするためにどういう手法や枠組みが

利用可能か、研究してまいりたいということなので、これに関してはかなり厳しい意見が多くて、平成31年度から電子化を進める、これは閣議決定で決まっているのだから、早急にそれに向けて検討を進めるべきではないかといったところの意見がありました。

その次は、資料2-1ですが、漁業法、農林水産省全体のデジタル化です。これは昨年度、行政手続部会でヒアリングをする中で、漁業法の電子化。漁業法につきましては、年間の手続の件数が10万件以上あるということで、政府の許認可手続の中でも年間の手続件数が非常に多いのですけれども、それについてしっかり電子化を行うべきではないかということに対する回答。それから、漁業法は手続件数が多いので、添付書類もしっかり見直すべきではないか、この2点についてです。

資料2-2が農林水産省の回答で、農林水産省としては、これは農林水産省全体の手続ですけれども、2018年度から共通システムを構築するための検討を始めて、2020年度以降、オンライン化対象手続の拡大を検討すると。漁業法におけるオンライン化について、こうした取組の中で検討することとしたいということで、まだ事業をコミットしてはいないのですけれども、その次のページ、2ページの最後にありますが、KPIとしてオンライン化率が2022年度には100%ということになるので、それまでには漁業法も含めて、農林水産省としては全ての許認可とか補助金の手続についてオンライン化をする意向であるという説明がありました。

3ページは、漁業法の許認可に関して添付書類がいろいろあるわけなのですけれども、それをできるだけ少なくすべきではないかということで、これについては水産庁の方で、どんな添付書類の手続が必要かというのは、5ページですが、漁業権の免許ですとか許可について、それぞれ県ごとに必要な添付書類の数が示されています。これについては、こちらの回答にありますように、こういった調べをしたので、この検討結果を踏まえて水産庁の方で都道府県に書類の削減を要請して、各都道府県に対して、他の県で求められていない書類、これが自分の県で本当に必要かどうかの検証を行うという要請をするということでありました。

行政手続部会の本日の意見の中では、特に他の県で、多くの県で取り寄せていないような添付書類についてはしっかりと削減すべきではないか、そんな指摘がありました。

以上が本日の行政手続部会の説明であります。

○司会 ただいまの説明につきまして御質問がございましたら、挙手の上、御所属とお名前をお願いします。

どうぞ。

○記者 時事通信のキダと申します。

資料1-2のところ「見える化」の部分なのですけれども、内閣府が8月末で公表するよう努力したいとお答えになったということなのですが、状況によっては、努力したけれども8月末より後になってしまうという可能性もあるのでしょうか。それとも、8月末でやる方向で、もう、本日表明したと。

○石崎参事官 本日の議論の中では8月末でやる方向で検討したいということをおりました。

○記者 ありがとうございます。

○司会 他の方はございますでしょうか。

ほかになければ、記者会見を終了させていただきますが、よろしいでしょうか。

では、以上で記者会見を終了させていただきます。ありがとうございました。